

石綿の入った屋根材の解体等の作業における石綿対策

●平成15年頃までに使用された化粧スレート・波型スレートが石綿を含有している屋根材です



石綿(アスベスト)による健康障害

アスベストの入った屋根材をそのまま解体するとアスベストが**近隣まで**飛散してしまいます。この飛散したアスベストを吸入した場合、**作業者だけでなく近隣住民も**数十年後に発病する可能性があります。



15～40年の潜伏期間

石綿肺

肺がん

中皮種

石綿含有屋根材(成型板等)の解体作業は[作業レベル3]に該当し、それに伴ったばく露防止対策を行わなければなりません。石綿障害予防規則は、労働安全衛生法に基づく省令であり、一部の規定を除きこれらの規定に違反した場合は、労働安全衛生法に基づく罰則の適用があります。

違法 マスクを着けずに作業を行っている

呼吸用保護具(防じんマスクまたは送気マスク等)を使用しなければなりません。
[石綿則第14条、第44条、第45条関係]

※防じんマスクは、粒子捕集効率が99.9%以上の国家検定規格(RL3フィルタ付)を使用します。**使い捨て防じんマスクは使用できません。**



違法 看板・足場・養生シート等を設置していない

関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
[石綿則第6条、第7条、第15条関係]

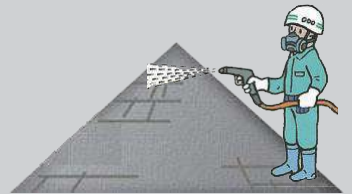
足場および養生シートの設置が義務付けられています。
[安衛法第21条、安衛則第519条関係]



違法 湿潤化(散水・噴霧)を行っていない

石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。
[石綿則第13条関係]

※同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません。



事業者

は、作業者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられています。

所有者

は、事業者が契約条件等により石綿による健康障害防止のために必要な措置を講ずることができなくなることをないように、石綿等の有無の調査、解体方法、費用または工期等について、労働安全衛生法およびこれに基づく命令の遵守を妨げないように配慮しなければなりません。
[石綿則第8条、第9条関係]

近隣住民

の皆様へ、石綿を含有している屋根材を何も処理をしないまま解体するのは**違法**であり、命にかかわる**大変危険**な行為です。そのような作業現場を見かけた場合は、**絶対に近寄らず**、すぐに鹿児島労働局または最寄の労働基準監督署にご連絡ください。

鹿児島労働局 〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 TEL 099-223-8279 FAX 099-223-0575	鹿児島署 〒890-8545 鹿児島市薬師1-6-3 TEL 099-214-9175 FAX 099-206-3546	川内署 〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24 TEL 0996-22-3225 FAX 0996-20-0874
鹿屋署 〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1 TEL 0994-43-3385 FAX 0994-41-7394	加治木署 〒899-5211 始良市加治木町新富町98-6 TEL 0995-63-2035 FAX 0995-63-3348	名瀬署 〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1 TEL 0997-52-0574 FAX 0997-52-6869